

ウクライナから避難されてきた方への支援について

県では、ウクライナから県内に避難されてきた方が安心して滞在することができるよう、国や市町村、民間等と連携し、切れ目のない支援に取り組むこととしています。現時点の支援の概要は以下のとおりです。

1 県内に避難されてきた方の世帯・人数（4月25日時点）

17世帯、37人（※ 県内市町村が把握する人数等を集計したもの）

2 支援の概要

（1）避難されてきた方等への相談対応

避難されてきた方、または、避難者の身元引受人からの、日本での避難生活に関する相談に応じます。

相談窓口：千葉県外国人相談 043-297-2966

受付時間：月曜～金曜 9時～12時、13時～16時

（2）県営住宅の提供

住居として県営住宅を提供します。また、入居に際し、生活に必要な家具・家電等の提供も行います。また、県営住宅に入居するまでの間の一時滞在施設の提供を行います。

・県営住宅：78戸確保（4月25日現在）

・家具等：照明器具、ガスコンロ、冷蔵庫、洗濯機、カーテン、食卓セット、寝具等（12品目）

（3）見舞金の支給

避難されてきた方に当座の資金として、1世帯につき10万円の見舞金を支給します。

（4）翻訳機器の貸与

避難されてきた方のコミュニケーションを支援するため、翻訳機器（ポケットS）を1人につき1台無償貸与します。

・翻訳機器：20台確保（4月25日現在）

(5) 教育支援

県立学校への受入れについては、避難されてきた方の居住地や学校教育に関する希望を考慮しながら、外国人児童生徒等の受入実績がある学校への受入れを進めていきます。

また、避難されてきた方の語学力などの状況に応じて、きめ細かな学習支援を行います。

(6) 民間企業、ボランティア等との連携

避難されてきた方の生活支援に向けて、市町村、民間企業、ボランティア等との連携を進めます。

(7) その他

上記のほか、避難されてきた方の実情等に応じて、必要な支援を提供していきます。

3 主な支援実績（4月25日現在）

(1) 県営住宅の提供

4戸（4世帯11人） ※家具・家電（12品目）含む

(2) 見舞金の支給

4世帯合計40万円

※引き続き、市町村と連携して、速やかに支給予定

(3) 翻訳機器の貸与

11台 ※避難されてきた方10人と民生委員1人への貸与